

消費税8% 記帳「義務化」の**確定申告!** しっかり 対策 **民商**で

消費税8%、アベノミクスによる物価高…きびしい状況がつづきます。
民商でいっしょに相談・対策をして、元気に商売つづけましょう!

消費税額1.6倍に!

計算も大変

昨年1～3月→**5%**

4～12月→**8%**

消費税が5%から8%になって税額は1.6倍に。
税金の計算も5%8%で税率区分が必要です。
民商では便利な「消費税計算シート」も使い、
みんなで学習・計算しています。

免税業者も仕入・経費にかかる負担増は同じ
です。早めの集計と対策が必要です。



安心・納得の申告を!

記帳「義務化」といっても、不利益も罰則ありません。
しかし、記帳は自分の商売のために大切です。民商でしっかり
身につけて、安心・納得の申告をしましょう。

記帳で3つのパワーアップ

- ① 領収書整理からパソコン記帳までOK!
- ② 経費見直し、資金ぐりなど経営に役立つ
- ③ 税金の仕組みが分かり、権利も学べる

*無申告は要注意!「呼び出し調査」のターゲットになります。

**労災
社会保険**

民商の事務組合なら事業主や家族従業者も加入
できて、保険料の分割も可能に。安い費用で
労力も省けます。社会保険の加入で行政の指導
が強まっています。お早めに相談を!

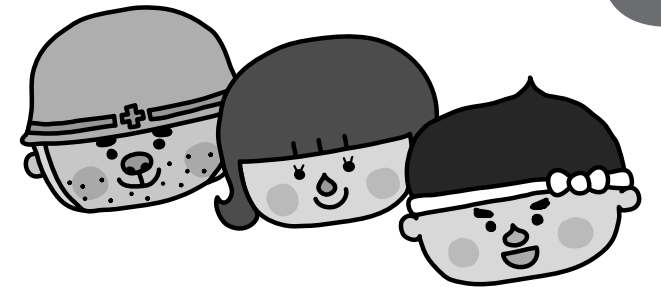
税務署へ行く前に民商へ!



0120-22-0000

詳しくはwebで (午前10時から受付)

**ケータイ
でもOK!**



納税がしんどいときは

もらえなくても納税させられる消費税。滞納
すれば差押えも。「納税の猶予」「処分停止」など
法律をつかって、商売とくらしを守りましょう。

*国保や社会保険にも適用できます!

納税の猶予

換価の猶予

納付できる額で分納 延滞税9.1%→1.9%に!
差押えなし(差押えがあれば解除可能)

滞納処分の停止

納税義務が停止(3年間同じ状況なら滞納消滅)
延滞税なし! 差押えなし(差押えがあれば解除)

●商売に役立つ情報がいっぱい「全国商工新聞」月500円